

学び館「サエスタ」脱炭素化改修事業調査設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

和気町教育委員会社会教育課

1 業務名

学び館「サエスタ」脱炭素化改修事業調査設計業務

2 業務内容等

本業務に係る業務内容等については、別紙「学び館「サエスタ」脱炭素化改修事業調査設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式 選定委員において審査を行い、最高点となった事業者1者を選定する。

4 参加資格要件等

本業務に係る公募型プロポーザルの参加資格を有する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本町に、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 県内に本社若しくは支店（営業所）を有していること。
- (7) 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保していること。
- (8) 過去において、本業務と同等の補助事業を活用した業務の実績があること。
- (9) 国税、本店所在地の都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (10) 本業務に係るプロポーザル募集開始の日から契約締結日までのいずれの日においても、和気町の指名停止等の処置を受けていないこと。

【複数の事業者がグループで参加する場合の留意事項】

- ①参加表明書の作成にあたっては、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定書や覚書（代表構成員及び構成員の記名押印した書面）を併せて作成し、提出すること。書式は任意とする。
- ②代表構成員又は構成員が、単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加することはできない。
- ③参加資格要件（１）、（６）については、代表構成員が要件を満たしていること。参加資格要件（７）は、グループで要件を満たしていること。参加資格要件（２）～（５）、（９）、（１０）は、グループの全ての構成員が要件を満たしていること。
- ④参加資格（８）については、代表構成員又は構成員のいずれかが要件を満たしていること。
- ⑤プレゼンテーションにあたっては、グループを１社とみなし、出席者は３名以内とすること。また出席者の中には、代表構成員の担当者を含めること。

※提案者は、候補者特定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 公募スケジュール

項目	日程
公表開始	令和7年7月 3日(木)
質問受付期限	令和7年7月16日(水) 12時まで
質問回答	令和7年7月18日(金)
参加申込書提出期限	令和7年7月24日(木) 17時まで
参加申込結果通知	参加申込受付後随時
企画提案書の提出期限	令和7年8月 5日(火) 17時まで
プレゼンテーション実施予定日	令和7年8月 8日(金) 14時から予定

6 参加申込みの手続き

(1) 募集期間

令和7年7月3日（木）から令和7年7月24日（木）17時まで

(2) 申込方法

提出書類を別記担当部署に持参又は郵送すること。持参の場合は、月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は、上記期間内必着とし、簡易書留に限る。

(3) 提出書類

No.	提出書類	提出部数	備考
①	参加申込書兼誓約書	1部	様式第1号
②	グループ構成員表	1部	様式第2号 ※グループで参加の場合
③	委任状	1部	様式第4号 ※支店等を代理人とする場合
④	会社概要	8部	※任意様式 会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可
⑤	業務実績	1部	※任意様式 過去3年間における、本業務と同等・類似の業務実績を記載すること。
⑥	法人登記簿謄本	1部	法務局で発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出3か月以内に発行されたもの）
⑦	決算書又は財務諸表	1部	直近事業年度の貸借対照表、損益計算書
⑧	未納がないことを証明する書類	各1部	直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、本店所在地の都道府県税（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）及び市区町村税（法人市町民税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書等を提出すること。

※⑥～⑧は、グループでの参加で、グループ構成者の中で本町の令和7年度における入札参加資格の無い者がいる場合は提出すること。（複写可）

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、審査後随時、提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、別記担当部署へ電子メールで提出すること。また、電子メールの件名の先頭には、「学び館「サエスタ」脱炭素化改修事業調査設計業務に関する質問」と必ず記載すること。なお、電話での質問は一切受け付けない。

(2) 質問書の受付期間

令和7年7月3日（木）から令和7年7月16日（水）12時00分まで

(3) 質問に対する回答

令和7年7月18日（金）までに質問内容及び回答の全てを町ホームページにて公表する。

8 参加申込みの辞退

(1) 辞退届の提出

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を令和7年8月5日（火）17時までに提出すること。

(2) 提出方法

辞退届を別記担当部署に持参又は郵送すること。持参の場合は、月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は、上記期間内必着とし、簡易書留に限る。

9 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

仕様書により企画提案書を作成すること。

(2) 企画提案書の様式等

① 企画提案書（任意様式、A4版で10ページ以内）

ア 仕様書の業務内容に掲げる事項について、具体的な提案をすること。

イ 業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。

ウ 補助金等の財源について、提案をすること。

② 過去の業務実績（任意様式）

③ 見積書（A4 版 任意様式）

ア 仕様書で示す事業費の上限（消費税込み）以内で、見積金額（消費税込み）を記載すること。

イ 企画提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量を含む）を明記すること。

（３）提出方法

企画提案書等を別記担当部署に持参又は郵送すること。持参の場合は、月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。郵送の場合は、下記期間内必着とし、簡易書留に限る。

（４）提出期間

参加資格審査結果の通知後から令和 7 年 8 月 5 日（火）17 時まで

（５）提出部数

印刷した書類 1 部、及び電子データ（PDF データを CD-R 等で）

10 既存施設図面の提供、現地確認

参加申込書を提出した事業者には、既存施設図面の PDF データを提供する。

参加申込書を提出した事業者で、現地確認を希望する場合は、社会教育課担当へ日程等を相談すること。

11 プレゼンテーションの実施

（１）プレゼンテーションの内容

企画提案書についてプレゼンテーションを行う。

（２）予定日時・場所

令和 7 年 8 月 8 日（金）14 時～

和気町役場本庁舎 3 階 第 1 会議室

プレゼンテーションの時間等の詳細は、後日、参加者ごとに通知するものとする。

（３）プレゼンテーションの実施方法

① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションの時間は、企画提案書の説明を 20 分以内、その後の質疑応答を 10 分程度とする。

③ プレゼンテーションに必要な機材等は、参加者が用意するものとする。ただし、プロジェクターとスクリーンは町が用意する。

④ 当日の資料追加は認めない。

⑤ プレゼンテーションは非公開とする。

12 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ① 審査は、選定委員6名によって、提案参加者からの提出書類、企画提案書等とプレゼンテーションの内容を基に総合審査方式で行う。
- ② 審査項目は、別表1のとおりとする。
- ③ 審査によって設定された基準を満たし、最高得点を獲得した事業者1者を受託候補者とする。
- ④ 審査の合計得点が、審査基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は選定の対象としない。
- ⑤ 個別の審査結果は非公表とし、審査結果に対する異議申立ては認めない。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者全員に対し書面にて通知するとともに、和気町ホームページにおいて受託候補者名のみ公表する。

13 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、和気町情報公開条例に基づき、公開することがある。ただし、提案事業者の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公表とする。
- (3) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等に係る費用は、提案参加者の負担とする。
- (4) 提案参加申込書及び企画提案書等の提出は、1事業者につき1件とする。
- (5) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
- (6) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルは中止、延期又は開催方法を変更する。この場合において、本プロポーザルの参加者に対して損害が生ずることがあっても町はその責を負わない。

14 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

和気町教育委員会社会教育課 担当 能勢

〒709-0521 岡山県和気郡和気町父井原 430-1 (学び館「サエスタ」)

TEL 0869-88-9110/FAX 0869-88-9008/E-mail:shakaikyoiku@town.wake.lg.jp

【別表１】 審査項目

審 査 項 目	配分点
①業務の実施体制に関する項目	
・ 本業務実施に必要な人員体制・配置・資格を有しているか	1 5
②事業の内容に関する項目	
・ 企画内容全体が本事業の内容に沿っているか	1 5
・ 補助金などの財源確保について、具体的で有効な提案がなされているか。	1 0
・ 事業の実施方法は分かりやすく、内容の工夫が見られるか	1 0
・ 仕様書以外で、本町に有益となる独自性のある提案が盛り込まれているか	1 0
③業務実績に関する項目	
・ 本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか	1 5
④スケジュールに関する項目	
・ 実施スケジュールは適当か	1 0
⑤価格に関する項目	
・ 見積額 1 5 点×（最低見積額／提出見積額） ※小数点以下切捨	1 5